

筑後川合川地区及び宮ノ陣地区  
筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり

実証実験 募集要項

令和4年7月

筑後川の水辺空間を活用した  
賑わいづくり実証実験推進協議会

## 1. 筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり 実証実験の趣旨

久留米市街部を流下する筑後川は、日常的に散策やサイクリング、釣りやボートなど、郷土の川として市民に愛され、親しまれています。

筑後川は広い河川敷を有しており、この広い水辺空間を活用して、久留米市の活性化（賑わいの創出）を進めていきたいと考えています。

そこで、筑後川を管理する久留米市と国土交通省筑後川河川事務所では、筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくりのための実証実験を実施します。

実証実験においては、一定条件のもと筑後川の水辺空間において、売店やオープンカフェ等の営業活動を実施することができます。実証実験の趣旨に賛同いただき、久留米市の賑わいづくりにつながる活動を希望する事業者を募集します。

実証実験により、市民のニーズや営業活動等による賑わいづくりの状況等を把握し、今後の利活用の進め方等に反映していきます。

※1 地元住民、市民団体、久留米市、国土交通省筑後川河川事務所等による組織（筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会）により、応募者の審査を実施します。

※2 国の河川管理では、平成 23 年、河川敷地を占用する場合のルール「河川敷地占用許可準則」が改正され、「都市・地域再生等利用区域」に指定されれば民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

## 2. 募集内容等

### 1) 実施箇所

筑後川本川：30k000周辺（左右岸及び水面）  
※久留米市合川地区及び宮ノ陣地区周辺

### 2) 募集期間

公募期間：令和4年7月1日～7月29日

### 3) 実証実験の実施期間

令和4年10月1日～令和5年9月30日の中で事業者が希望する期間  
※原則午前8時～午後8時までの時間内で、事業者が希望する時間帯。

### 4) 使用料等

無料（ただし河川区域内で一時占用を行う場合は占用料が必要な場合があります）

## 3. 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、社会的信用を有する者としてします。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
  - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不相当あるいは違法なものを販売する者

## 4. 審査

筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会において、審査基準に基づき、応募書類の審査を行い、実証実験の候補者を決定します。なお、必要に応じて、追加資料の提出及びヒアリングを実施する場合があります。

### 4. 1 審査基準

#### ① 地域、実証実験への理解度

- ・筑後川の水辺空間の賑わい及び久留米市の活性化に寄与できる内容であるか。
- ・筑後川を活用する内容であるか。

#### ② 周辺環境への配慮等

- ・実証実験実施後、退去時の現状回復及び甚大な影響が残らないことが、応募書類で確認できるか。
- ・筑後川の自然環境に配慮しごみや汚れがないよう、清掃等の対応が応募書類で確認でき、適切であるか。
- ・騒音、におい、ごみ等、周辺環境に配慮することが応募書類で確認でき、適切であるか。

#### ③ 河川利用者、来場者への配慮

- ・他の河川利用者等の妨げにならないよう、配慮されているか。
- ・水難事故や交通事故等に対して来場者が安全に楽しめるよう、配慮されているか。
- ・利用者や来場者の苦情や事故等に対する対応が、応募書類で確認でき、適切であるか。
- ・損害保険、賠償責任保険等に加入する旨の記載が、応募書類で確認できるか。

#### ④ 出水時等の緊急対応

- ・出水時等の緊急時における撤去・の計画があり、また、連絡体制等が確認できるか。

#### ⑤ 関係法令等の対応

- ・河川管理及び公園管理上支障が無いことが応募書類で確認できるか。
- ・事業の運営にあたり河川法の手続きが必要な場合は別途必要な手続きを実施する旨の記載が、応募書類で確認できるか。
- ・飲食等の事業を実施する場合は、所管の保健所に必要な営業許可等の手続きを実施する旨の記載が、応募書類で確認できるか。

### 4. 2 候補者の決定及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、令和4年9月中旬頃を予定します。
- ② 審査結果は、各応募者にお知らせします。また、候補者として選定された事業者は、その名称を公表します。
- ③ 審査の経過や内容、及び結果に対するお問合せ等には、一切応じません。

### 4. 3 募集・選定に関する留意事項

- ① 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- ② 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
  - ・応募書類に虚偽の記載があった場合
  - ・応募資格を満たしていないことが判明した場合

- ・著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

#### 4. 4 個人情報の取り扱い

- ① ご提出頂いた申請書・添付資料等は返却いたしません。
- ② 申請書にご記入頂きました個人情報は、本実証実験の運営管理目的にのみ利用いたします。ただし候補者として選定された事業者は、その名称を公表します。
- ③ ご記入頂きました個人情報は、必要なセキュリティ対策を講じて厳重に管理いたします。
- ④ ご記入いただきました個人情報の管理につて、本実証実験の管理運営のため個人情報保護に関する契約を締結した外部事業者に委託する場合があります。

#### 4. 5 協議・調整

使用する場所や期間等について、事務局がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

#### 4. 6 選定通知書

候補者には、施設の使用及び運営に関して、本要項及び賑わいづくり企画提案書、ヒアリングによる協議・調整結果に基づく選定通知書を発行します。

#### 4. 7 事業の開始時期

候補者は、選定通知書に基づき開業準備をお願いします。

#### 4. 8 事業実施上の留意点等

- ・大雨による水位上昇等、会場に危険が発生する可能性がある場合は、河川管理者の指示に従い、設置物の速やかな撤去・移動を行い避難すること。
- ・事業実施に必要な機材・備品等については、事業者側で準備すること。  
(電気、音響、照明、水道、トイレ等はありません。)
- ・周囲からの苦情には、適切・真摯に対応すること。

#### 5. 実証実験参加申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し申請者が 郵送 または 持参 (土日祝日を除く午前9時から午後5時 まで) してください。(申請書は筑後川河川事務所ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/> からダウンロードできます)

提出様式：様式1号、様式2号、様式3号

**提出期限：令和4年7月29日(金) 17時必着**

※持参の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

提出先：国土交通省 筑後川河川事務所 河川環境課 (TEL0942-33-9193、FAX0942-35-0229)

(筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会 事務局)

〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号

## 6. 実施報告書及びアンケートの提出

実証実験実施後は、実施報告書及びアンケートの提出をお願いします。